

第4章

計画の内容

第1節 基本目標1 男女共同参画社会(*)を支える意識の形成

■施策の方向1

男女共同参画の理解の推進



現状と課題

男女共同参画の理解については、第3次計画において、地域公民館での座談会や情報誌の発行など男女共同参画について取組を行ってきましたが、「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合は、平成27年の基準年から変化が見られない現状です。

また、令和2年度実施の男女共同参画社会に関する調査においても、男女の地位の平等に対する考えは、“社会全体の中”や“社会通念・慣習・しきたりなど”で《男性優遇》という割合が高い状況であり、夫婦間の役割分担の満足度は、男性で《不満》と答えた方は10%程度なのに対し、女性で《不満》と答える方は40%を超えており、家庭での女性の負担が高いことがわかります。また、固定的な性別役割分担意識(*)や偏見を背景に、性的指向(*)・性自認(*)に関すること、障害があることなどを理由に困難を抱えることがあります。このような問題に対しても正しい理解を進め、多様性を尊重する社会へ推進していきます。

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても自由な選択を可能にするとともに、家事・育児・介護といったケアワークの男性の参画を促すことによって自立した生活が維持できるようになることにもなりますが、理解されていない現状です。

男性が積極的に家事、育児、介護等に参加するよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、様々な啓発活動及び情報提供を推進していく必要があります。

■事業NOに付随する記号は、本計画期間中の事業の方針を示しています。

- 重 : 本計画の重点事業
- 新 : 本計画から新たに盛り込んだ事業
- 拡 : 事業内容の拡大や取組強化を図る事業

施策1-① 男女共同参画に関する情報提供の実施

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
1 [拡]	男女共同参画に関する情報の発信	女性活躍推進など様々な情報をSNSなどあらゆる手段を活用し市民へ周知します。さらに、性の多様性について、LGBTQ(*)の正しい理解のための周知の実施、また、DVだけでなくデートDV(*)、児童生徒を対象にした性暴力などの被害防止のため啓発を行い、男女共同参画社会の実現に向けた情報を発信していきます。	市民協働推進室
2 [拡]	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する地域座談会等を実施し、男女共同参画について意識の向上に努めます。	市民協働推進室
3 [新]	区長町会長会議及び区長研修における男女共同参画に関する周知	区長町会長会議や区長研修等の中に男女共同参画に関する情報提供に努めます。	市民協働推進室

施策1-② 互いを尊重する意識の醸成

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
4 [拡]	人権啓発に関する研修会の開催	研修会を開催することを通して、市民が様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深める機会を設けます。	生涯学習課
5 [拡]	人権意識啓発の推進	人権に関する情報の発信をします。また、小学生に対して人権のパンフレット等を配布し、さらに、じんけん大使を活用した周知活動を通し、人権意識の高揚を図ります。	社会福祉課

施策1-③ 男性の意識改革の促進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
6 [重][拡]	男性の家事促進に向けた取組の実施	固定的役割分担にとらわれない積極的な家事への参画を促すため、料理教室・カジダン・イクメンエピソード募集等の取組を通して、男女が共に協力して育児・家事・介護の分担を行う意識の醸成を図ります。	市民協働推進室
7 [重][拡]	子育て世代に対する交流会の実施	子育て中のパパの交流、ネットワーク作りを通して、育児参加・家事参加を支援します。	市民協働推進室
8	男女ともに、妊娠・出産・育児に対する理解の促進	妊娠中の夫婦を対象にマタニティセミナーを開催し妊娠・出産・育児についての知識や技術を学び、夫婦で育児に取り組めるよう支援していきます。	こども家庭課

■施策の方向2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

関連するSDGsの目標



現状と課題

あらゆる場面において、子どもは「男らしさ、女らしさ」について、意識づけや性差について固定観念として身につけます。男女共同参画に関する調査において、学校生活において男女平等であると答えた中学生は6割以上となっています。

しかし一方で、周りの大人から「男だから」「女だから」と言われた経験があると答えた人は、4割を超えており、周りの大人が無意識のうちに、男らしさや女らしさを求めている現状がうかがえます。

男女共同参画社会(*) においては、家庭や学校、地域など生活の場全体において、性別、性的指向(*), 性自認(*) 等にかかわらず、性の多様性を理解し、ジェンダー(*) 平等意識が醸成されるよう、子どもの頃から、正しい理解を深める必要があります。

施策2-① 性の尊重や男女平等を取り入れた学校教育の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
9 重	人権の尊重や男女共同参画についての教育の推進	小中学校での性に関する教育や男女平等に関する教育について学級活動を中心に、保健体育・家庭科等の授業においても推進していきます。また、人権週間を設けて人権に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
10 重	教職員の研修の充実	小中学校の教員に対して、性の尊重や多様性など男女共同参画の視点を含めた人権に関する研修を通して、教職員の意識向上を推進していきます。	学校教育課
11	性差を理解するための教育の推進	市内全中学校と連携し、思春期教室を実施し、互いの性の尊重・生命の大切さを理解する教育、性感染症予防や薬物乱用防止についての正しい知識普及を実施していきます。	こども家庭課

施策2-② 男女共同参画意識を育む家庭教育の支援

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
12 [画] [拡]	家庭教育学級の中での男女共同参画に関する学習会の実施	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校ごとに家庭教育学級を開設し、男女共同参画に関する学習の機会を設けます。	生涯学習課
13	家庭教育に関する情報提供	家庭教育通信「すこやか」「のびる」「めざめ」や家庭教育誌「とんぼつり今日はどこまで」等の発行により、子育て期の親の心構えを啓発します。	生涯学習課

施策2-③ 男女共同参画につながる学習機会の充実

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
14	男女共同参画講演会の開催	講演会を通して、男女共同参画に関することやジェンダー(*) 平等について学習の機会を設けます。	市民協働推進室
15	育児に関する学習機会の確保	子育て支援センターにおける育児講座、ボランティアによる行事を通してあたたかい心を育むアドバイスや親子が触れ合う行事を実施し、育児に関する情報を発信します。	こども家庭課
16	介護に関する学習機会の確保	認知症サポーター養成講座やステップアップ講座など、介護に関する学習講座の開催や介護にかかわる情報を提供します。	いきいき高齢課



第2節 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

■施策の方向3

就労の場における男女共同参画の推進

現状と課題

本市の女性の労働力率は、35歳から84歳までの年代で国や県より比較的高い状況にあります。しかしながら、真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、女性が職業をもつことへの考えは、「結婚後や出産後はパートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」や「女性は職業をもつことにこだわらなくてよい」という意見が20%前後となっており、女性の就労について“家計の補助”的とみられる意見も一定数います。また、職場での男女平等に対する考えでは、“採用”や“研修”などの項目では男女が「平等」と答えた方が50%を超えていますが、“人事配置・昇進”、“福利厚生”、“仕事の内容”関連の項目では、「平等」と答えた方は50%以下となっています。

子育て等で離職した女性社員の再就職支援や男性の育児休業取得の促進等により、男女ともにそれぞれの希望に応じた多様な働き方やキャリア形成ができるよう、就業・起業に向けた支援や情報提供を行っていく必要があります。

また、市内事業所を対象に、女性の能力発揮や育成・登用など、事業所における“ポジティブ・アクション(*)”の推進に向けた情報提供など、事業所に対する支援も必要となります。



施策3-① 男女ともに個々の能力を発揮できる職場環境づくりに向けた事業所への啓発

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
17 [] []	家族経営協定(*) 締結の推進	農家の女性の地位向上と農村地域の活性化を図るために、家族経営協定の締結を推進します。	農政課
18 [] []	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた事業所への働きかけ	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた取組を、事業所に対して啓発します。また、女性活躍推進法に係る認定等を受けた市内事業所に対し、優遇措置の導入を図るなど、積極的な取組を支援します。	市民協働推進室 商工観光課

19 [拡]	職場における男女平等や、各種ハラスメント防止のための啓発	職場における男女平等や各種ハラスメント防止について、総会やセミナー等の機会を利用し、職員が出向いて説明するなどの、踏み込んだ啓発に取り組めます。	商工観光課
-----------	------------------------------	--	-------

施策3-② 希望に応じて働き続けられるための情報提供と啓発

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
20 [拡]	農村女性組織への加入促進	各種イベント等に参加し、活動内容の発表やチラシ配布等による広報及び新規加入者の確保活動を実施します。	農政課
21 [拡]	女性農業者の育成・支援	女性農業者の新規認定農業者への取り込みや、認定農業者の農業経営改善計画の再認定時に家族経営協定(*)の締結及び農業改善計画の共同申請を勧めます。	農政課
22 [拡]	保育及び保育料等助成制度に関する情報提供	保育に関する情報や、保育料及び副食費の助成制度について、ホームページ等により周知します。	保育課
23 [拡]	再就職に関する支援	合同就職面接会の実施や求職者に対し、労政事務所や県労働政策課が主催するセミナーや面接会等の情報提供を積極的に行っていくとともに、事業者に対しても、テレワーク等の推進を啓発し、多様で柔軟な働き方を支援します。	商工観光課
24 [拡]	女性起業家の育成・支援	真岡商工会議所を中心に、創業希望者に対して、創業塾等の支援を行うとともに、広報等を活用し各種創業支援事業について広く周知します。	商工観光課
25 [拡]	育児・介護休業制度(*)の普及促進や雇用機会均等法の周知	関係機関(国・県・商工団体)と連携を図り、事業主・従業員の双方に対して、育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法の内容、各種助成金制度の内容等、国の法律や制度の周知・啓発を図るとともに、妊産婦や不妊治療に対する職場での理解を求めます。	商工観光課

■施策の方向4

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(*))の推進

現状と課題

真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査において、育児・介護参加についての考え方についての問いに対して、「女性と役割分担をして、積極的に参加した方がよい」と答えた割合が前回調査より約10%近く増加しており、ワーク・ライフ・バランスにつ

いて、男女ともに意識の変化がみられます。また、事業所調査で、仕事と家庭の両立に重要だと思う問いに対しては、「保育園等、社会のサポート体制の充実」や「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」の割合が高くなっています。

市民一人ひとりが、経済的な自立とともに、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって働き方や生き方に挑戦できるよう、長年にわたり形成されてきた家庭生活や職場における固定的役割分担意識の解消に向けた取組や子育て・介護などの情報提供など積極的に行っていく必要があります。

さらに、テレワークなどの多様で柔軟な働き方が定着していくために、これまで以上に男性の家事や子育て、介護などへの参画を促進していく必要があります。



施策4-① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の充実

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
26 [重][新]	女性活躍推進交流会の開催	働く女性のネットワーク作りを通して、悩みや不安を解消し、女性活躍推進を促進します。	市民協働推進室
27 [重][拡]	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりの推進	事業所向けに、育児・介護休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方などの講座の実施やセミナー等の機会に職員が外向いて呼びかけるなど踏み込んだ啓発を行います。また、積極的に取り組む事業所に対しては、表彰制度などを通して、PRU推進を図ります。	市民協働推進室 商工観光課

施策4-② 子育て・介護に関する支援の実施

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
28 重 拡	保育施設における特別保育事業	多様な就労形態等に対応するため、市内保育施設等において、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育、一時預かり保育を実施します。	保育課
29 重 拡	放課後児童健全育成事業	子育て世代の就労を支援するため、放課後児童クラブに対する運営費の支援を行います。また、放課後児童クラブを必要とする児童の受入れができるよう、施設の整備を行います。	保育課
30 重	子育て支援センター等の充実	子育て支援センター、屋内及び屋外の子ども広場、図書館等の複合交流拠点を整備し、子育ての相談ができ、親子で遊び、本と出会える場所として、子育て支援の充実を図ります。	こども家庭課
31	子育て相談等の実施	保健師・助産師・栄養士等による「すこやか赤ちゃん教室」や「子育て相談」の実施により、子育て中の両親の悩みの相談に応じ、安心して育児に取り組めるよう支援します。	こども家庭課
32	子育て学級コアラちゃんクラブ	1歳～6歳の未就学児とその保護者を対象に季節の行事など年間10回程度の活動を実施します。(親子ダンス、読み聞かせ、食育など)	生涯学習課
33 新	公立保育所再配置事業	保育所の老朽化及び保育ニーズの変化に対応した再配置を進め、保育の質と量を確保します。	保育課
34 新	保育士確保対策事業	保育士等養成施設での就学を容易にし、市内の保育所等に就労する保育士等の人材確保を図り、教育・保育環境の充実を図ります。	保育課
35 拡	児童館への支援	児童館施設の機能を活用して、児童養育に関する相談・援助から遊びの指導までの総合的な取組ができるよう運営を支援します。	保育課
36	出産・子育てに関する助成制度の情報提供	「こども医療費」や「妊産婦医療費」等の医療費助成制度をはじめとした各種助成制度について、広報、ホームページ、子育てガイドブック等様々な方法で周知します。 また、妊娠・出産・転入時や小中学校保護者向けに各種制度のリーフレット等を配布します。	こども家庭課 学校教育課
37	介護保険制度の理解の浸透	介護保険認定申請や相談の際に制度説明を行い、パンフレットを配布します。また、65歳到達者に対し、介護保険被保険者証と一緒にリーフレットを送付し、介護保険制度の理解の浸透を図ります。さらに、出前講座等において、介護保険制度の説明を行い理解の浸透を図ります。	いきいき高齢課

■施策の方向5

地域や社会における男女共同参画の推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

本市において、第3次計画における審議会・委員会等の女性委員の構成割合について、30%を目標に取り組んできましたが、令和2年度では、28.5%と目標値に達してない状況です。政策方針決定の場での女性参画は、持続可能な社会づくりのためには、重要な課題となっております。真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、政策決定の場への女性参画促進に必要なことは、「男性優位の組織運営を改善すること」という回答が高くなっています。

管理・指導的立場にある人々の性別の偏りを解消し、誰もが性別を意識することなくあらゆる分野で活躍できるような社会をめざすために、政策・方針決定の場や、地域での要職への配置など、女性の参画を促進していく必要があります。

また、防災時に求める対応として「女性や子どもに対する暴力の防止策を講じプライバシーに配慮した相談窓口を設置」という回答が高くなっています。

非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策を行っていく必要があります。

施策5-① 政策・方針決定の場における女性の参画

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
38 [重][拡]	人事配置における女性の多様な部署への積極的登用の推進	女性職員の配置部署を拡大し、多くの職場を経験させることにより、管理的地位の女性職員の増加につなげます。	総務課
39 [重][拡]	審議会・委員会等への積極的な女性の登用を促進	市の各種委員会・審議会等における女性の登用を進め、全庁を挙げて政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。	全課
40 [拡]	女性の活躍を推進する職員研修の推進	女性職員が職場外研修に参加することを推進するとともに、市が実施する研修のなかで管理職向けのステップアップ研修を実施し、管理的地位の女性職員の増加につなげます。	総務課

施策5-② 地域活動における女性リーダーの育成の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
41 [拡]	自治会活動等における女性参画の推進	自治会での女性役員登用に向けた取組支援及び地域活動等に対する講座を実施します。	市民協働推進室
42 [拡]	女性リーダーを育成するための学習機会の提供	地域活性化のための団体活動等のあり方や社会参画に必要なスキルなどを学ぶ研修会への参加を促し、次世代を狙うリーダーとして、地域で活躍できる人材育成を進めます。	市民協働推進室

施策5-③ 防災分野における男女共同参画の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
43 [重][拡]	防災分野における女性の参画を推進	女性の防災リーダー研修の受講促進や防災意識の啓発などにより、防災分野に女性の参画を促し、地域の防災力向上を図ります。	くらし安全課
44 [重][新]	職員に対する女性視点の防災対策の重要性の学習機会の提供	避難所担当職員等に向けた防災対策における女性視点の重要性についての学習機会を確保します。	市民協働推進室
45 [拡]	男女のニーズの違いや男女双方の視点へ配慮した防災対策の実施	避難所において、安心してすごせるようお互いのプライバシーの確保に努め、また、男女のニーズの違いを把握し、職員の配置や運営マニュアル等に男女双方の視点を取り入れるよう配慮します。	くらし安全課



第3節 基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進

■施策の方向6

あらゆる暴力の根絶

現状と課題

あらゆる人に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であります。本市においては、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供や意識啓発、支援体制の構築などに取り組んできました。

真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、配偶者から受けた暴力の被害経験は減少傾向にあります。被害経験のある人は依然として一定数います。また、被害を受けたかたのうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」は50%台半ばと高くなっており、身近な人からの暴力に対して、相談できないなど、潜在化しやすいものとなっています。

配偶者・交際相手などからの暴力の防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー(*)不平等の是正や意識改革を進め、さらに、被害にあった際の相談窓口の周知や、被害者の相談から安全確保・自立支援にいたるまで、関係機関と連携して切れ目なく支援を行う必要があります。

関連するSDGsの目標



施策6-① DVの未然防止と根絶に向けた啓発の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
46 [] []	DV相談窓口の強化・啓発	真岡市子ども家庭総合支援拠点の設置により、DV相談及び18歳未満の子どもとその家族、妊産婦などの相談支援体制の強化を図ります。また、相談窓口の周知については、保育園や小中学校等の保護者へカードやリーフレット等を配布し、安心して利用できる環境づくりに努めます。	こども家庭課
47	DVの被害根絶に向けた啓発	DV防止カードとパープルリボンを配布します。また、FMもおかでのDV根絶の周知を行います。若年層からDVに関する知識を深め、相談につながるように支援します。	こども家庭課

施策6-② DV被害者への保護及び自立支援の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
48 [重][拡]	DVに関する相談や保護及び関係機関との連携体制の強化	関係機関(学校、警察署、裁判所、弁護士、男女共同参画センター(*)等)との連携を強化し、支援のためのネットワークを構築し、ケース会議を実施するなど、DV対策を推進します。	こども家庭課
49	DVに関する相談対応の向上	DV被害者の相談の実施に伴い、相談員及び担当職員に対して、各種研修会への積極的な参加を促し、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども家庭課
50	被害者の避難に向けた支援	配偶者暴力相談センター等との連携により速やかな避難に向けた助言・情報提供等の支援を行うとともに、一時保護が必要になった時に支援します。また、避難後の自立に向けた支援も行います。	こども家庭課
51	DV被害者の自立支援	DV被害者が安心して生活できるよう、生活実態を把握したうえで、生活に必要な手続き等について、関係機関(着地先の市役所、男女共同参画センター)と連携し、被害者の支援に努めます。	こども家庭課

施策6-③ 青少年の健全育成に向けた犯罪防止の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
52	青少年の健全育成に向けた非行防止の推進	様々なメディアによる有害情報や有害図書から青少年を守るため、ネット犯罪防止チラシの配布などの意識啓発や書店等への立入調査を行うとともに、非行防止を図るため、少年指導センターによる巡回指導の実施に努めます。	生涯学習課

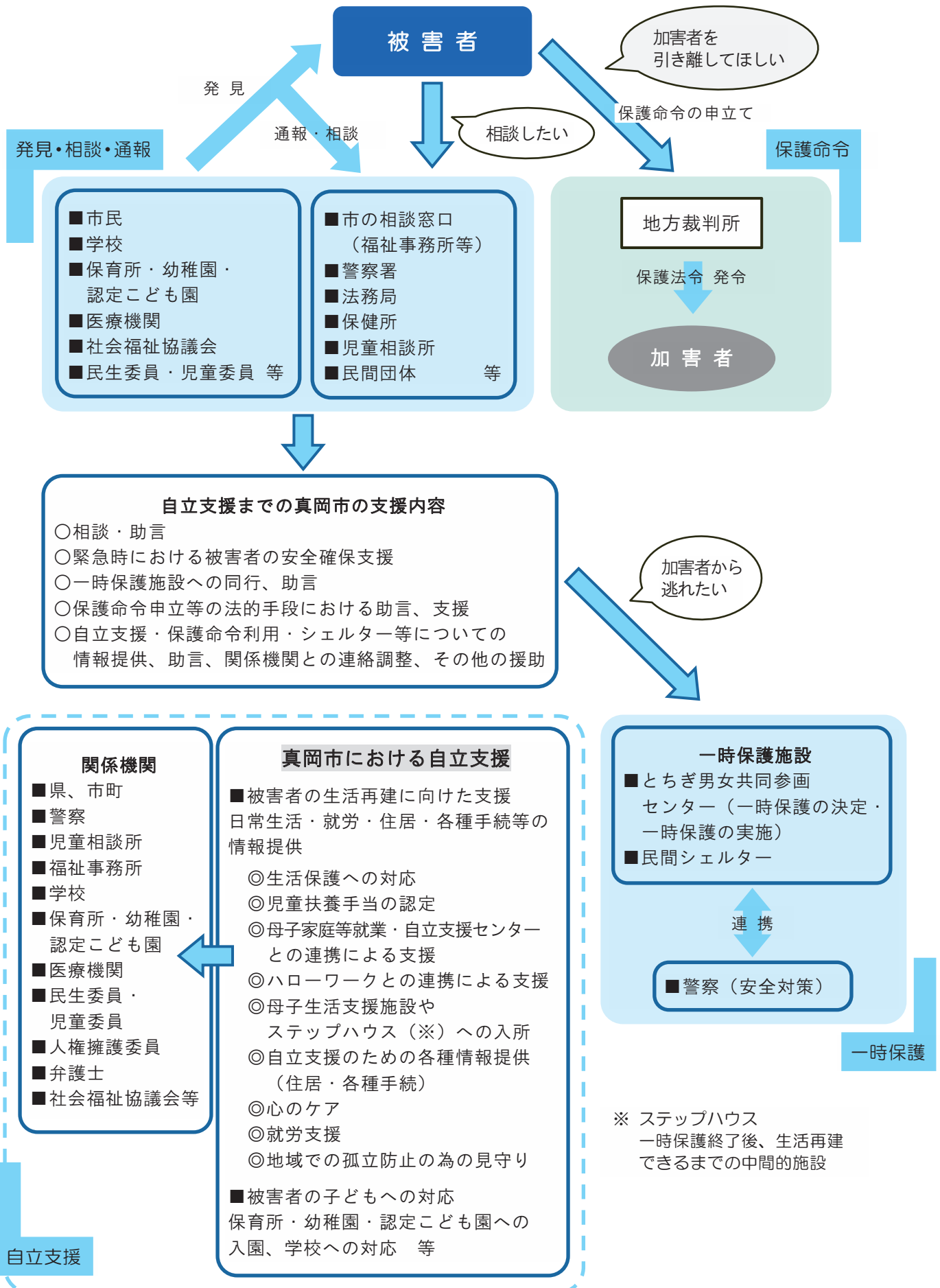
◆DVSOSカード◆



◆真岡市オレンジリボン&パープルリボンプロジェクトカード◆



◆DV被害者支援のフロー図◆



■施策の方向7

困難な状況に置かれている方への支援と多様性を尊重する環境の整備



現状と課題

本市において、父子世帯、母子世帯ともに増加していますが、特に母子世帯の増加傾向が強くなっています。また、高齢者のいる世帯割合は、平成27年時点で44.0%となっており、高齢化の進展に伴い、介護が必要な方も増えてくる可能性があります。

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり世帯、外国人など、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点からきめ細やかな相談や具体的な支援等を行っていく必要があります。

施策7-① ひとり親家庭への支援

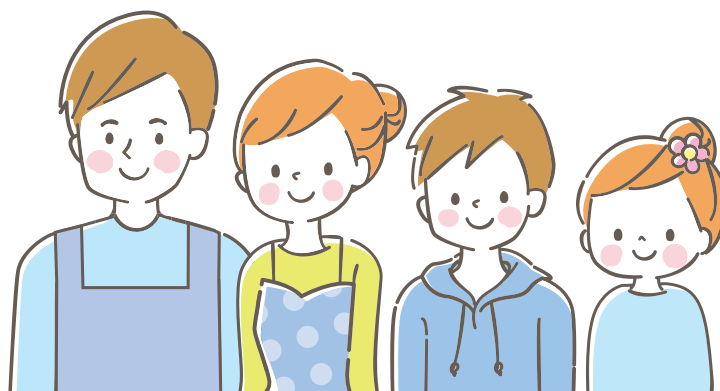
関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
53 ☑	ひとり親家庭に対する経済的支援の実施	子育てする上で、経済的不安を抱えているひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの各種手当の支給や医療費の助成を実施します。また、利用者の利便性向上を図るため、手続き方法の改善等を検討します。	こども家庭課
54	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯に対する相談支援の実施	ひとり親世帯の自立を促進するため、児童の養育や生活支援、就労支援等のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。	こども家庭課
55	高等職業訓練促進給付金等事業	就職に結び付きやすい各種資格を取得するための要請機関に修学するひとり親家庭に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図ります。	こども家庭課
56	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的として、就業に結び付く可能性の高い講座を受講した場合に費用の一部を負担します。	こども家庭課
57	ひとり親家庭などに対する居住支援	市営住宅の入居募集に際し、優先入居住宅を設け、ひとり親家庭などを含む募集を積極的に実施し、居住の安定化を図ります。	建設課

施策7-② あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
58 [拡]	公共施設等におけるバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者、子育て家庭等を含むすべての男女の移動等の円滑化を図るため、公共施設等をバリアフリー化します。	建設課
59	人権相談の実施	人権侵害や差別等につながる困り事の解決のため、人権擁護委員による人権相談を実施します。	社会福祉課
60	高齢者・障害者が安心して暮らせる体制の整備	高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちの推進のため、様々な問題等を抱える人たちの相談に対応し、適切な説明や情報提供等に努めます。	社会福祉課 いきいき高齢課



■施策の方向8

生涯にわたる心身の健康づくりの推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

人生100年時代において、健康の維持促進に努め、多様なライフスタイルを選択でき、自分らしく生きられることは、男女共同参画社会(*)の形成の前提であります。

本市において、令和2年度の子宮がん検診や乳がん検診の受診率は、どちらも3割未満となっており、受診率が伸び悩んでいます。また、真岡市市民意向調査によれば、健康づくりのために取り組んでいることの中で、「何も取り組んでいない」方が10%近くいます。

市民一人ひとりが健康の保持増進ができるよう、女性特有の健康課題を含め、ライフステージ(*)ごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりを進めていく必要があります。また、健診や相談のほか、スポーツなどを通じた健康・生きがいづくり支援を行う必要があります。

施策8-① ライフステージに応じた生涯にわたる健康の保持・増進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
61 重 拡	生涯にわたる健康づくり支援の実施	自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健診データに基づいた効果的な保健指導(ハイリスクアプローチ)を行い生活改善行動が取れるよう動機づけを行います。 また、健康教室等を通して、健康増進意識の高揚(ポピュレーションアプローチ)に努めます。	健康増進課
62	不妊治療に関する支援	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療(人工授精・体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	こども家庭課
63	妊娠・出産期における健康支援対策の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の早期交付や妊娠・出産期の健康支援対策を行い、健康に出産できるよう支援します。 また、医療機関、関係機関との連携強化により、もれなく健診未受診者への受診勧奨、要支援妊婦への継続的支援を実施します。	こども家庭課

64	育児期の女性の健康支援	子育て中の母親の健康管理、不安や負担軽減のため、乳児家庭全戸訪問事業や産後ケア事業、産前・産後サポート事業を通して健康支援を実施します。	こども家庭課
65 [拡]	生活習慣病の発症予防・重症化予防支援	メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組めます。また、年に1度の健康診査受診の周知など、未受診者対策に取り組めます。	健康増進課
66	早期発見・早期治療に向けた各種がん検診の実施	がんの予防・早期発見のため、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん検診を実施し、健康づくりを支援します。また、検診を受診することの重要性とがんに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
67 [拡]	ライフステージ(*)に応じたスポーツ教室の開催	性別、年齢を問わず誰もが参加できる教室を開催し、生涯にわたる心身の健康づくりを推進します。	スポーツ振興課

施策8-② 心豊かに暮らすための生きがいづくりへの支援

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
68 [拡]	市民講座・出前講座・女性学級等の開講	市民講座や出前講座、女性学級等を開設し、男女それぞれがライフスタイルに応じて、心豊かに暮らすための知識や技能の習得、様々な課題について学び、生きがいづくりとなるよう支援します。	生涯学習課



第4節 第4次計画の成果指標

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとに以下の目標値を設定し、計画の推進状況を把握していきます。

< 「基本目標1 男女共同参画社会を支える意識の形成」の成果指標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
社会全体として男女が平等だと思う市民の割合	18.6%	40%	真岡市民意向調査
男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合	52.1%	75%	真岡市民意向調査
夫婦間の役割分担の満足度 ※満足+やや満足	69.9%	80%	真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査

< 「基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進」の成果目標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
職場で男女平等になっていると思う市民の割合	28.0%	40%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
男性の育児休業取得率	—	30%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
審議会・委員会等の女性委員構成割合	28.5%	33%	前年度の実績
市役所の管理的地位に占める女性職員の割合 ※部課長職以上	2.2%	15%	実績値

< 「基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進」の成果目標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
配偶者等からの暴力(*)を受けた際に相談できる機関を知っている人の割合	55.5%	70%	真岡市民意向調査
配偶者等から受けた暴力についてどこ(誰)にも相談しなかった人の割合	55.1%	44%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	84.1%	88%	真岡市民意向調査